

高知大学修学支援基金奨学金規則

平成 29 年 3 月 22 日
規 則 第 9 8 号

最終改正 平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 本規則は、高知大学修学支援基金規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する事業として高知大学（以下「本学」という。）に在学する学生に学資を給付する「高知大学修学支援基金奨学金」（以下「奨学金」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 奨学金は、本学に在学する経済的理由により修学が困難な学生の修学を支援し、高知県及び我が国の将来を支える人材の育成に資することを目的とする。

(受給資格)

第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者は、本学の学部 に在学する学生のうち、次の各号に掲げる事項をすべて満たした者とする。

- (1) 修学に意欲があり、本学の教育目標に沿った成果を修める見込みがあること。
- (2) 「高知大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」に定める家計基準以下であること。
- (3) アドバイザー教員の推薦を得ていること。

2 奨学金は、他の奨学金の給付又は貸与を受けることを妨げない。ただし、他の奨学金が併給を認めていない場合には、奨学金の採用が決定した後、他の奨学金の辞退等必要な手続きを取るものとする。

(給付金額及び給付期間等)

第 4 条 給付金額は年額 30 万円とし、受給が決定した月の翌月末日までに年額を一括して給付する。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 給付期間は年度単位とし、1 年間とする。また、再申請は妨げない。
- 3 受給者数は年間 30 人を上限とし、毎年度の募集ごとに決定する。

(申請方法)

第 5 条 奨学金を申請する者は、本学が実施する募集に基づき、所定の申請書等を学長に提出するものとする。

- 2 申請書等の様式は、理事（教育担当）が別に定める。

(奨学生の選考)

第6条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の選考は、高知大学修学支援基金奨学金選考委員会の議を経て、学長が決定する。

2 学長は、前項に基づき奨学生の決定を行ったときは、申請者にその結果を通知するものとする。

(異動届)

第7条 奨学生は、給付期間において、次の各号の一に該当する場合は、直ちに学長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学するとき。
- (2) 海外留学をするとき。
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(決定の取消)

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、高知大学修学支援基金奨学金選考委員会の議を経て、奨学生の決定を取り消すことができる。

- (1) 学業又は性行が不良と認められた場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (3) 学則第20条第2項に規定する懲戒処分を受けた場合
- (4) 休学、転学、退学又は除籍となった場合
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があった場合

(辞退)

第9条 奨学生は、給付期間において、奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第10条 学長は、奨学生が第8条の規定に基づき奨学生の決定を取り消されたとき又は前条の規定に基づき奨学生の辞退を申し出たときは、既に給付されている奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務)

第11条 奨学金の事務は、関係各課室の協力を得て、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学修学支援基金奨学金選考委員会は、当分の間、高知大学学生支援委員会をもって代えるものとする。

附 則（平成30年 3 月28日規則第86号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月27日規則第100号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。